



収受第148号
平27・5・14
人事課

2015年5月14日

門真市長 園部 一成 様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄



## 要求書

2015年夏季・一時金要求などについて、下記のとおり要求します。

### 記

1. 夏期一時金については、期末手当として2.89ヶ月プラス47,000円を支給すること。
2. 「役職別段階加算制度」については、ただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 管理職における人事評価結果に基づく勤勉手当・昇給の反映はおこなわないこと。
4. 「現業職員に係る給与体系の見直し」は職種によって賃金を差別・分断するものであり、導入しないこと。
5. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては「民間準拠」を口実とした水準以下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院に働きかけを行うこと。
6. 初任給の引き下げは行わないこと。
7. 非正規・関連労働者の賃金・労働条件についても、正規職員との格差の是正にむけ具体的な措置を講じること。
8. 業務実態に見合った人員・体制の改善をし、職員が、震災などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として引きつづき計画的に採用すること。
9. 過労死防止のためにも、超過勤務手当の支給率の引き上げ措置は、45時間以上を対象にすること。
10. 夏期休暇については、春闘要求どおり10日間とすること。また、非正規職員にも同様とすること。
11. 地方公務員法で定められた「人事評価制度」を廃止するよう関係機関に働きかけること。門真市においては「人事評価制度の概要」に基づく人事評価制度とし、評価結果を基にした給与への反映は行わないこと。

以上